

社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会役員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員、評議員及び協議会が設置した部会及び委員会等の委員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

2 評議員及び協議会が設置した部会や委員会等の委員は非常勤とする。

(報 酬)

第3条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。ただし、常勤の者については、会長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、役員等のうち行政機関の職員の身分を有する者については、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が会務のため旅行したときは、費用弁償としてその旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額は、伊丹市の市職員等の旅費に関する条例（昭和31年条例第400号）別表中、市長等の旅費相当額とする。ただし、役員等のうち伊丹市の職員の身分を有する者については、一般職の職員の旅費相当額とする。

3 前項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については、市職員に支給する旅費の例による。

(適用除外)

第5条 役員等が会議等（協議会の主催するものを除く。）の会務により出席する場合において、当該会議等の主催者が報酬又は費用弁償を負担する場合は、前3条の規定は適用しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給日は、当月分の報酬及び旅費を翌月10

日とする。ただし、支給日が土曜日に当たるときは前日に、日曜日に当たるときは前々日（その日が休日に当たるときは前日）に繰り上げるものとする。

2 前項に規定する支給日について必要のある場合は、支給日を変更することができる。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表

役 職 名	報 酬 額
会長	日額 5,000円
副会長	〃 3,000円
理事	〃 2,000円
監事（監事監査日以外）	〃 2,000円
監事（監事監査日）	〃 10,000円
評議員	〃 2,000円
委員等	〃 2,000円